

令和3年2月1日

お客さま 各位

古川信用組合

「未利用口座管理手数料」の新設のお知らせ

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では「未利用口座管理手数料」を新設し、令和3年4月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座（総合口座を含みます。）から適用させていただきます。

本手数料は、未利用の状態となった普通預金口座に対して管理費用をご負担いただくものであり、令和3年3月31日（水）以前に開設された口座および常時の入金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

【1】未利用口座管理手数料の対象

以下の（1）～（5）全てに該当する普通預金口座を対象とします。

（1）	令和3年4月1日（木）以降に開設された普通預金口座（総合口座を含みます。）であること。
（2）	最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座であること。
（3）	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
（4）	定期性預金、財形預金等の指定口座でないこと。
（5）	融資取引がある場合の返済口座でないこと。

※ 盗難・紛失などでご利用を停止している普通預金口座も対象となります。

【2】未利用口座管理手数料のご案内について

○お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。（「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなします。）

○ご案内後、一定期間経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料を引落しさせていただきます。

【3】口座の自動解約について

○該当口座の預金残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合、残高全額を本手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。

○お支払いいただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問合せください。

以上